

## 公益社団法人広島県バス協会入会審査規定

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県バス協会（以下「この法人」という。）の会員に関する規定第2条第2項の規定に基づき理事会において入会の可否を判断するにあたり、第7条の規定に基づき入会に関する審査に必要な事項を定めるものとする。

### (調 査)

第2条 この法人の正会員として入会しようとする者から、所定の入会申込書の提出があった場合は、別紙点検表を基に入会希望者の実態を調査する。

2 調査は、原則として申込者の本社・営業所において実施する。

3 調査員は、原則として貸切バス事業適正化コンサルティング事業指導員をもってこれに充てる。ただし、必要に応じて協会職員が補佐することができる。

### (審査基準)

第3条 審査は、理事会において、別紙点検表の調査結果に基づき行う。

2 入会の要件として、点検表各項目のうち、必須項目は全て適であることを要する。

3 前項要件を満たした場合であって、その他の点検項目の調査結果を基に、理事の3分の2以上の賛成をもって入会を認める。

### (改 廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。